

石川県ものづくり産業等IoT化推進研究会規約

（目的）

第1条 石川県のものづくり産業等（鉄工機電、繊維、食品、農業等）のIoT（Internet of Things）化を推進するため、生産性の向上や付加価値の高い新製品・新サービスの創出、セキュリティ強化等に向けた検討・研究活動を行い、併せて、県内IT企業とのマッチングを図り、県内中小企業の競争力強化に繋げることを目的とする。

（名称及び事務局）

第2条 第1条の目的を推進するため、「ものづくり産業等IoT化推進研究会（以下「研究会」という。）」を設置し、事務局業務を一般社団法人石川県情報システム工業会（以下「本会」という。）が担うこととする。

（事業）

第3条 第1条の目的達成のため、以下の事業を行うものとする。

（1）研修事業

専門講師を招いて、IoT化に関する先進セミナーやセキュリティ強化のための実践的研修の研究及び事業の実施

（2）企業訪問調査

アドバイザーを活用して、IoT化に関する企業意識の調査・分析、IoT化への意欲の醸成等

（3）先進事例視察

IoT化に関する先進事例の調査・研究

（4）IT企業等とのマッチング

IoT化を推進したい企業とIT企業とのマッチング検討業務

（事業期間）

第4条 この研究会の事業期間は、設置の日から平成31年3月末日までとする。

ただし、第5条で定める会員より研究会の継続の要望があるときは、延長を認めることができる。

（会員）

第5条 この研究会の会員は、第1条に定める趣旨に賛同する石川県内の鉄工機電・繊維・食品・情報システムの各会員企業等の中から入会を希望する企業・団体等のほか、他の分野の企業等から入会の申し出があり、入会が適当と認められる企業等とする。

（オブザーバー等）

第6条 この研究会に、次に記載する大学や行政、研究機関、支援機関等からオブザーバーを配置し、指導・助言を願う。

また、併せて記載の関係団体よりサポーターを配置し、会員及び研究会事業のサポートを願うものとする。

(オブザーバー)

- ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
- ・ 石川県商工労働部産業政策課
- ・ 石川県工業試験場
- ・ 総務省北陸総合通信局
- ・ 公益財団法人石川県産業創出支援機構
- ・ 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
- ・ その他オブザーバーの選出が適当と認められる団体等

(サポーター)

- ・ 一般社団法人石川県鉄工機電協会事務局員
- ・ 一般社団法人石川県繊維協会事務局員
- ・ 一般社団法人石川県食品協会事務局員
- ・ 一般社団法人石川県情報システム工業会事務局員
- ・ その他の入会希望の団体等で入会が適当と認められるもの

(研究会の運営及び座長)

第7条 この研究会を円滑に推進・実施するため、会員・オブザーバーの中から座長を選出し、研究会の運営を行うものとする。

(会費)

第8条 この研究会を運営するにあたり、会員企業より会費として、年間6,000円を徴収するものとする。但し、県内外の現地視察等を行う場合は、別途、実費を請求するものとする。

(入会)

第9条 この研究会に加入しようとする者は、企業名、参加者職・氏名等を記載した入会申し込み書を提出するものとする。

(脱会)

第10条 この研究会からの脱会を希望する場合は、書面より事務局に届け出を行うものとする。

附則

この規約は、平成28年6月2日から施行する。